

広島市吉島老人いきいの家に係る指定管理者候補者の選定について

広島市吉島老人いきいの家について、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地
広島市中区光南五丁目1番23号
- (2) 設置目的
老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする。

2 選定（非公募）の概要

- (1) 指定管理者候補者名
特定非営利活動法人ワーカーズコープ（東京都豊島区東池袋一丁目44番3号）
- (2) 非公募理由
吉島老人いきいの家は、吉島屋内プールとの複合集約化に向けて整備を進めており、新施設の供用開始は令和5年度を予定している。
新施設の整備に当たっては、いきいの家の利用者が新施設へ円滑に移行できるよう、両施設を併用できる期間を設けることに伴い、吉島老人いきいの家の供用期間を令和6年度末まで延長することとしており、同施設が廃止されるまでの短期間において、引き続き、安定的にサービスを提供するため、現管理者である特定非営利活動法人ワーカーズコープを非公募により指定管理者とする。

3 健康福祉局指定管理者指定審議会（非公募施設部会）委員

役職	職名	氏名
会長	健康福祉局長	山本 直樹
副会長	健康福祉局次長	間所 英二
委員	保健医療担当局長	岩崎 学
委員	高齢福祉部長	沖村 慶司
委員	障害福祉部長	岩本 和恵

4 審査の概要

- (1) 審査の方式
健康福祉局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。
審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。
- (2) 評価基準
評価項目

評 価 項 目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 老人いきいの家の管理運営に係る基本方針が明確であって、基本方針の内容が当該施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【4 地域の実情に適合した取組みを行う能力を有していること。】 〔評価のポイント〕 ① 近隣地域の高齢者及び高齢者団体等の福祉活動・文化活動等に関するニーズを的確に把握しているか。（又は、把握する方策が検討されているか。） ② 他の施設や団体等との共催企画など、地域に開かれた取組を計画しているか。
【5 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**特定非営利活動法人ワーカーズコープ**を指定管理者候補者として選定した。

申 請 者	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
評 価 項 目 1	適
評 価 項 目 2	適
評 価 項 目 3	適
評 価 項 目 4	適
評 価 項 目 5	適
◎ 指定管理料上限額 2, 7 7 8 万 3 千円	
◎ 指定管理料提案額 2, 7 7 8 万 3 千円	

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

6 指定期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日

参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進すべき施策に関する取組状況について確認を行った。

＜指定管理者候補者となった特定非営利活動法人ワーカーズコープの取組状況＞

確 認 項 目		取組状況	備 考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率の達成状況【法定雇用率（2.3%）】	未達成 (2.17%)	障害者の雇用義務有り
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション 21 の取得	無	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	—
		本店がなく支店がある場合	該当
		その他事業所等がある場合	—
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当
		5割以上で8割未満の場合	—
		2割以上で5割未満の場合	—